

西東京市人にやさしいまちづくり条例施行規則

平成20年3月25日規則第18号

改正 平成23年7月12日規則第37号 平成24年3月30日規則第22号
平成28年9月23日規則第63号 平成29年3月31日規則第16号
平成31年3月29日規則第23号 令和2年1月31日規則第5号
令和3年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(近隣住民の開発区域からの距離)

第3条 条例第2条第10号の規則で定める距離は、別表第1のとおりとする。

(協議会の組織及び運営に関する事項)

第4条 条例第9条第1項の規定により設置する人にやさしいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 協議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(大規模土地取引行為の届出)

第5条 条例第10条に規定する大規模土地取引行為の届出は、大規模土地取引行為の契約当事者に関する事項、取引を行う土地に関する事項等について行うものとし、大規模土地取引行為届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 案内図

(3) 公図の写し

(土地利用構想の届出等)

第6条 条例第12条第1項に規定する土地利用構想の届出は、開発区域及び土地利用構想の概要、開発事業の日程に関する事項等について行うものとし、土地利用構想届出書（様式第2号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 開発区域の案内図
- (2) 土地利用構想図
- (3) 開発区域及びその周辺の状況を示す写真
- (4) その他市長が必要と認める図書
（土地利用構想に係る説明会）

第7条 大規模開発事業者は、条例第13条第2項の規定により近隣住民に対する土地利用構想の説明会を行う場合は、説明会の開催日の5日前までに、開催日時及び開催場所について掲出、広告等の方法によりできる限り近隣住民に周知しなければならない。

2 条例第13条第3項に規定する土地利用構想の説明会の報告は、近隣住民の要望及び意見並びに大規模開発事業者の回答及び見解に関する事項等を記載し、土地利用構想説明会報告書（様式第3号）により行うものとする。

（土地利用構想の変更の届出）

第8条 条例第16条第1項に規定する土地利用構想の変更の届出は、開発区域及び土地利用構想の概要、大規模開発事業の日程に係る事項等に関し変更するものについて行うものとし、土地利用構想変更届（様式第4号）により届け出るものとする。

（歩行空間を確保する区間）

第9条 条例第22条の規定により確保する歩行者が通行可能な空間（以下「歩行空間」という。）は、別表第2に定める区域の区間とする。

2 歩行空間の幅は、原則として2.5メートル以上とする。

（開発事業事前協議等）

第10条 開発事業者は、条例第25条の規定により、開発事業事前協議書（様式第5号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事前協議書の提出に当たっては、次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 開発事業計画書（様式第6号）
- (2) 別表第3に掲げる図書等一式
（標識の様式等）

第11条 条例第26条第1項の規定により設置する標識（以下「標識」という。）は、様式第7号による。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条第5号アに規定する開発事業 西東京市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成29年西東京市規則第6号）に定める様式
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する墓地、

納骨堂又は火葬場を設置する開発事業 西東京市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年西東京市規則第20号）第11条に定める標識

- 2 開発事業者は、標識が風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその設置期間中不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

（標識の設置届等）

第12条 開発事業者は、条例第26条第2項の規定により、標識を設置した日から起算して7日以内に標識設置届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 開発事業者は、事業計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正し、その旨を市長に届け出なければならない。

（標識の設置期間）

第13条 標識は、事前協議書の提出の7日前までに設置し、条例第36条第1項で規定する工事完了届（様式第9号）を市長に提出する日まで掲げなければならない。

（説明会等の周知）

第14条 開発事業者は、条例第26条第3項の規定により近隣住民に対する説明会を行う場合は、説明会の開催日の5日前までに、開催日時及び開催場所について掲出、広告等の方法によりできる限り近隣住民に周知しなければならない。

- 2 開発事業者の近隣住民に対する説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 開発事業の敷地の形態及び規模並びに開発区域内における建築物等の位置
- (2) 建築物の構造及び用途
- (3) 開発事業の工期、工法及び作業方法等
- (4) 開発事業に係る工事車両の搬出入経路
- (5) 開発事業に係る工事による危険の防止策
- (6) 開発事業に伴い予測される周辺環境に及ぼす影響及びその対策

（説明会等の報告）

第15条 条例第26条第5項の規定による近隣住民への説明を行った報告は、説明方法、近隣住民の要望及び意見並びに開発事業者の回答及び見解に関する事項等を記載し、近隣住民説明実施報告書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 前項の報告は、説明会等の終了の日（説明会以外の方法による説明を行った場合は、当該説明がすべて終了した日）の翌日から起算して1週間以内に市長に対して行うものとする。

（墓地造営計画書の届出）

第16条 条例第27条第1項の規定による墓地造営計画の届出は、開発事業の名称、開発区域、墓地造営計画の概要等について、墓地造営計画届（様式第11号）に別表第3に掲げる図書等を添付して行わなければならない。

（墓地造営に係る住民への説明会等）

第17条 条例第28条第1項の規定により実施する説明会については、開催日時及び開

催場所について掲出、広告等の方法によりできる限り近隣住民に周知しなければならない。

2 開発事業者は、条例第28条第2項の規定により、墓地造営計画近隣住民説明会報告書（様式第12号）に近隣住民の要望及び意見並びに開発事業者の回答及び見解に関する事項等を記載して、事前協議書を提出する日の7日前までに市長に提出しなければならない。

3 第1項の説明会は、西東京市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年西東京市条例第10号）第10条に規定する説明会と兼ねることができる。

（開発事業計画審査願の提出）

第18条 条例第29条第2項に規定する開発事業計画審査願は、様式第13号により行うものとする。

（開発事業の変更の申請等）

第19条 条例第31条第1項及び第2項の規定による開発事業の変更の届出は、変更する開発区域、開発事業の日程に関する事項等の内容及び理由について、開発事業変更届（様式第14号）により届け出るものとする。

2 条例第31条第1項及び第2項の規定による開発事業の軽易な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業に係る設計者の住所又は所在地の変更

(2) 公共公益施設の位置、形状及び規模並びに機能に及ぼす影響について、事前に市長と協議した結果極めて少ないと市長が認めるもの

（地位の承継）

第20条 条例第32条の規定による地位の承継に関する書類の提出は、地位の承継届（様式第15号）に被承継人の住所及び氏名、承継の理由等を記載し行うものとする。

（工事着手の届出）

第21条 開発事業者は、開発事業に係る工事に着手したときは、条例第34条の規定により工事着手届（様式第16号）に、開発事業に係る工事の施工者の住所及び氏名並びに工事の現場管理者の氏名及び連絡先等を記載して、市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第22条 開発事業者は、条例第35条の規定により開発事業に係る工事の種類に応じて、当該工事が完了する前で市長が別に定めるときまでに、市長が行う中間の検査（以下「中間検査」という。）を受けようとするときは、中間検査申請書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

2 開発事業者は、中間検査を受けるに当たり、必要な図面等を市長が別に定めるところにより提出しなければならない。

（工事完了の届出及び適合証交付）

第23条 開発事業者は、開発事業に係る工事が完了したときは、条例第36条第1項の

規定により、工事完了届に完了年月日、開発事業に係る工事の施工者の住所及び氏名等を記載し、市長に提出しなければならない。

2 条例第36条第3項の規定により交付する適合証は、様式第18号とする。

(開発事業の廃止)

第24条 開発事業者は、開発事業を廃止する場合は、条例第37条第1項の規定により、開発事業廃止届（様式第19号）に開発事業の廃止理由等を記載し、市長に提出しなければならない。

(道路の整備基準)

第25条 条例第40条第1項の規定による開発事業で整備する道路の幅員、転回広場及び隅切りの基準は、東京都が定めた都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査の基準を準用するものとする。

2 開発事業者は、開発区域の規模及び形状、開発区域の土地の地形並びに利用の形態及び状況等により、開発区域内の道路を袋路状（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）とする場合は、市長と協議するものとする。

3 開発事業者は、前項の協議により道路を袋路状とする場合は、隣接地の状況等により、隣接地と開発区域の境まで道路を築造するよう努めるものとする。

4 開発事業で整備する道路の構造については、市長が別に定めるところによる。

(道路排水施設・交通安全施設の基準)

第26条 条例第40条第3項の規定により設置する道路排水施設の設置基準については、東京都が定めた道路工事の設計の基準によるほか、市長が別に定めるところによる。

2 条例第40条第3項の規定により設置する交通安全施設は、街路灯等の照明施設、他の車両及び歩行者を確認するための鏡、防護さくその他市長が別に定めるところによる。

(公園等の整備基準)

第27条 条例第41条第3項及び第6項に規定する公園等の設置位置及び形状等は、次に掲げるもののほか、市長が別に定めるところによる。ただし、開発区域の形状等により設置が困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 公園等は、原則として幅員6メートル以上の道路に接して計画すること。

(2) 公園等の形状は、正方形又は長方形に近い形とすること。

(3) 緑地については、一団の緑地として設置し、緑地としての機能が有効となるよう計画すること。

2 開発事業者は、公園等の設置に当たっては、緑化計画書（様式第20号）に次に掲げる必要な図面を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 公園計画平面図

(2) 緑化計画平面図

(3) 公園遊具等構造図

(金銭納付)

第28条 条例第41条第5項の規定により、金銭納付をしようとする開発事業者は、金銭納付申込書（様式第20号の2）に必要な図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 金銭納付の額は、開発区域内における次の各号に掲げる土地の地目（西東京市の固定資産土地評価証明書（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市長が交付する証明書をいう。以下この項において「評価証明書」という。）に記載されている課税地目）の区分に応じ、当該各号に定める1平方メートル当たりの価格（開発区域内の土地に当該各号に定める1平方メートル当たりの価格が2以上あるときは、それぞれの1平方メートル当たりの価格に実測したそれぞれの土地の面積を乗じて得た額の合計額を開発面積で除して得た1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））に開発面積の3パーセントの面積（小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 宅地 前項の金銭納付申込書を提出する日の属する年度（次号において「提出年度」という。）の評価証明書に記載されている、土地の評価額を地積で除して得た1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(2) 宅地以外 提出年度の評価証明書に記載されている近傍宅地の1平方メートル当たりの価格

3 金銭納付は、条例第30条に規定する協定を締結する日までに行うものとする。
（消防水利施設の整備基準等）

第29条 条例第45条で規定する消防に必要な水利施設（以下「消防水利施設」という。）は、別表第4に定める基準により設置される防火水槽とする。

2 前項の規定により設置される防火水槽は、消火活動等の円滑な実施のため、次の要件を整えていなければならない。

(1) 設置場所が災害時の住民避難上において支障がないこと。

(2) 消火活動の際に、当該防火水槽から容易に採水できる位置及び構造となっていること。

3 開発事業者は、第1項に規定する防火水槽を設置した箇所に、市長と協議した消防水利施設の表示をしなければならない。

4 開発事業者は、開発面積にかかわらず、開発事業に伴う消防水利施設協議書（様式第21号）を市長に提出するものとする。

5 市長は、前項の開発事業に伴う消防水利施設協議書の提出があった場合は、開発面積にかかわらず、事前に市域を所轄する消防署長と協議し、消防水利施設、消火栓及び消火器の設置等について、当該開発事業者に対し必要な指導を行うものとする。

（集積等施設の設置基準）

第30条 条例第46条で規定する廃棄物等の集積等を行う施設（以下「集積等施設」という。）の設置基準は、別表第5による。

2 集積等施設の設置に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

(1) 近隣住民で設置場所周辺の開発区域に接するものの承諾を得るよう努めること。

(2) 廃棄物等を収集する車両の通行に支障がない場所に設置すること。

(3) 集積等施設の形状は、小屋又は囲い等とし、廃棄物等の収集に支障がないような形状とすること。

(集会施設の設置基準)

第31条 条例第47条で規定する集会施設の設置基準は、別表第6による。

2 集会施設は、建築物の用途により利用者の利便性に配慮した位置に計画するものとする。

(駐車・駐輪施設の設置基準)

第32条 条例第48条で規定する駐車場及び駐輪場の設置基準は、別表第7及び別表第8による。ただし、開発区域の形状等により駐車場及び駐輪場の設置が困難であると特に市長が認めるときは、市長との協議により定める。

(施設及び用地の引渡し等)

第33条 開発事業者は、条例第51条の規定により、公共公益施設、用地等を市に無償提供する場合は、公共公益施設等の引渡し書（様式第22号）に必要な図書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(公表)

第34条 条例第55条に規定する公表は、市の広報誌への掲載その他の方法により行うものとする。

2 前項による公表の内容は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 開発事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2) 開発事業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 条例第53条又は第54条の規定による勧告又は命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(適用除外)

第35条 条例第56条第2号に規定する国又は地方公共団体その他これに準ずる法人が行う開発事業で市長が認めるものとは、次に掲げるものをいう。

(1) 公営住宅の建築に伴う開発事業

(2) 教育施設の建築に伴う開発事業

(3) 福祉施設の建築に伴う開発事業

(4) その他公共公益施設の設置に伴う開発事業

(雑則)

第36条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事前協議書の提出があった開発事業に適用する。ただし、施行日以後3月以内に事前協議書の提出があった大規模開発事業については、第6条から第8条までの規定は適用しない。

附 則（平成23年7月12日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の西東京市人にやさしいまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第10条第1項に規定する開発事業事前協議書（以下「事前協議書」という。）の提出があった開発事業（西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）第2条第4号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に事前協議書の提出があった開発事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により設置する標識から適用し、施行日前に同項の規定により設置する標識については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第17条第3項の規定は、施行日以後に条例第27条第1項の規定により届出のあった墓地造営計画に係る説明会から適用し、施行日前に同項の規定により届出のあった墓地造営計画に係る説明会の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月23日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後に西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）第26条第1項の規定により設置する

標識から適用し、同日前に同項の規定により設置する標識については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

2 改正後の別表第 5 の規定は、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号。以下「条例」という。）第18条第 1 号に規定する開発行為で、条例第36条第 2 項に規定する完了検査が行われていない開発事業から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月31日規則第 5 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 1 号から様式第 6 号まで、様式第 8 号から様式第22号までの用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

近隣住民の開発区域からの距離

開発面積	開発区域からの距離
1 1,000平方メートル未満	開発区域の敷地境界線から15メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
2 1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	開発区域の敷地境界線から20メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
3 3,000平方メートル以上	開発区域の敷地境界線から30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離

別表第2（第9条関係）

歩行空間

確保する区間	確保する区域
一般都道東大泉田無 第233号線	西東京市東町三丁目265番5地先から同所295番5地先まで

別表第3（第10条、第16条関係）

(1) 添付する書類等（開発事業事前協議書又は墓地造営計画届）

	図面等の種類	条例第18条第1号に規定する開発事業の場合	条例第18条第2号から第5号までに規定する開発事業の場合	墓地造営計画の届出の場合
1	案内図	○	○	○
2	開発区域図	○	○	○
3	公図の写し	○	○	○
4	実測図	○	○	○
5	現況図	○	○	○
6	公共公益施設の管理者等に関する一覧表及び図面	○	○	
7	土地利用計画図	○	必要に応じて添付	○
8	造成計画平面図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
9	造成計画断面図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
10	建築物の配置図	必要に応じて添付	○	
11	建築物の各階平面図	必要に応じて添付	必要に応じて添付	必要に応じて添付

12	建築物の立面図	必要に応じて添付	必要に応じて添付	必要に応じて添付
13	排水計画平面図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
14	排水計画断面図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
15	給水計画平面図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
16	雨水及び汚水流量計算書	○	○	
17	給水及び排水の系統図	必要に応じて添付	必要に応じて添付	必要に応じて添付
18	日影図	必要に応じて添付	必要に応じて添付	必要に応じて添付
19	緑化計画書	必要に応じて添付	必要に応じて添付	必要に応じて添付
20	緑化計画平面図	○	○	
21	公共公益施設構造図	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付
22	道路境界証明書	○	必要に応じて添付	必要に応じて添付

(2) 添付する書類等の内容

	図面の種類	縮 尺	明示すべき事項
1	案内図	3,000分の1程度	開発区域の位置及び方位を表示
2	区域図	2,500分の1程度	土地の地番及び形状、市境等
3	公図の写し		開発区域及びその周辺区域
4	実測図	200分の1以上	開発面積、道路面積及び道路後退分の面積
5	現況図	200分の1以上	地形、開発区域の境界並びに開発区域内及び開発区域周辺の既存の公共公益施設
6	公共公益施設の管理者等に関する一覧表及び図面	300分の1以上	(1) 新設する公共公益施設に関する事項 (2) 公共公益施設の位置及び形状に関する事項 (3) 公共公益施設の管理者及び用地の帰属等に関する事項
7	土地利用計画図	200分の1以上	(1) 開発区域の境界 (2) 公共公益施設の位置及び形状 (3) 予定建築物の敷地の形状及び用途
8	造成計画平面図	200分の1以上	切り土又は盛り土をする前後の地盤高の高低差の著しい箇所
9	造成計画断面図	200分の1以上	切り土又は盛り土をする前後の地盤高の高低差の著しい箇所
10	排水計画平面図	200分の1以上	(1) 排水区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状及び内のり寸法 (2) こう配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
11	配置図	200分の1以上	建築物の形状及び隣地境界からの距離

12	各階平面図	200分の1以上	建築物の用途及び居室の面積
13	立面図	200分の1以上	建築物の地盤面から軒までの高さ、階高及び最高高さ
14	排水計画断面図	200分の1以上	こう配、汚水及び雨水の流れの方向
15	給水計画平面図	200分の1以上	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置
16	緑化計画平面図	200分の1以上	開発区域の植栽計画
17	道路境界証明書	250分の1以上	公道、位置指定道路等

別表第4（第29条関係）

防火水槽の設置基準

開発面積	容量	設置数
3,000平方メートル以上 6,000平方メートル未満	40立方メートル	1基
6,000平方メートル以上	80立方メートル以上で、開発面積 3,000平方メートルごとに40立方メ ートルを加算した容量以上	市長と協議

備考 防火水槽の構造（耐震性等）は、総務省消防庁が別に定めるところによる耐震性貯水槽の規格を準用する。

別表第5（第30条関係）

(1) 集積等施設の面積及び設置数

ア 集積等施設の面積

開発事業の内容	計画戸数	開発区域に設置する集積等施設の面積
共同住宅等（ワンルーム建築物を含む。）	10戸以下	2平方メートル以上
	11戸以上 50戸以下	2平方メートルに、10戸を超えた1戸ごとに0.35平方メートルを加えて得た面積以上
	51戸以上 100戸以下	16平方メートルに、50戸を超えた1戸ごとに0.48平方メートルを加えて得た面積以上
	101戸以上	計画戸数に0.4平方メートルを乗じて得た面積以上

イ 集積等施設の設置数

集積等施設の設置数は、原則1か所とし、開発区域及び建築物の規模により市長と協議するものとする。

(2) 水道施設の設置

集積等施設を利用する計画戸数が50戸以上の場合は、当該集積等施設に水道施設を設置する。

別表第6（第31条関係）

集会施設の設置基準

開発事業の内容	設置対象の計画戸数又は計画区画数	集会施設の床面積
1 戸建住宅	100区画以上300区画未満	70平方メートル以上
	300区画以上	市長と協議
2 共同住宅	100戸以上200戸未満	50平方メートル以上
	200戸以上300戸未満	60平方メートル以上
	300戸以上	市長と協議

別表第7（第32条関係）

駐車場の設置基準

開発事業の内容	収容台数
1 共同住宅等（ワンルーム建築物を含む。）	当該計画戸数に3分の1を乗じて得た台数以上
2 1以外の開発事業	市長と協議

備考

- 1 小数点以下の端数は、切り捨てる。
- 2 開発事業が、1の項及び2の項の開発事業を合わせて、複数の種類で構成される場合の設置すべき駐車場の収容台数は、それぞれの開発事業の設置すべき収容台数の合計とする。
- 3 1台当たりの駐車場の幅等については、別に定めるところによる。

別表第8（第32条関係）

駐輪場の設置基準

開発事業の内容	収容台数
1 共同住宅等	当該計画戸数に10分の15を乗じて得た台数以上
2 ワンルーム建築物	当該計画戸数に10分の10を乗じて得た台数以上
3 商業施設等	床面積20平方メートルごとに1台以上とし、業種により市長と協議
4 その他の開発事業	市長と協議

備考

- 1 小数点以下の端数は、切り捨てる。
- 2 開発事業が、1の項から4の項までのいずれかの開発事業を合わせて、複数の種類で構成される場合の設置すべき駐輪場の収容台数は、それぞれの開発事業の設置すべき台数の合計とする。
- 3 ワンルーム建築物を設置する場合で、計画戸数の中に床面積が30平方メートル以上の部屋が含まれる場合の収容台数の算出基準については、市長が別に定める。
- 4 1台当たりの駐輪場の幅等については、別に定めるところによる。